

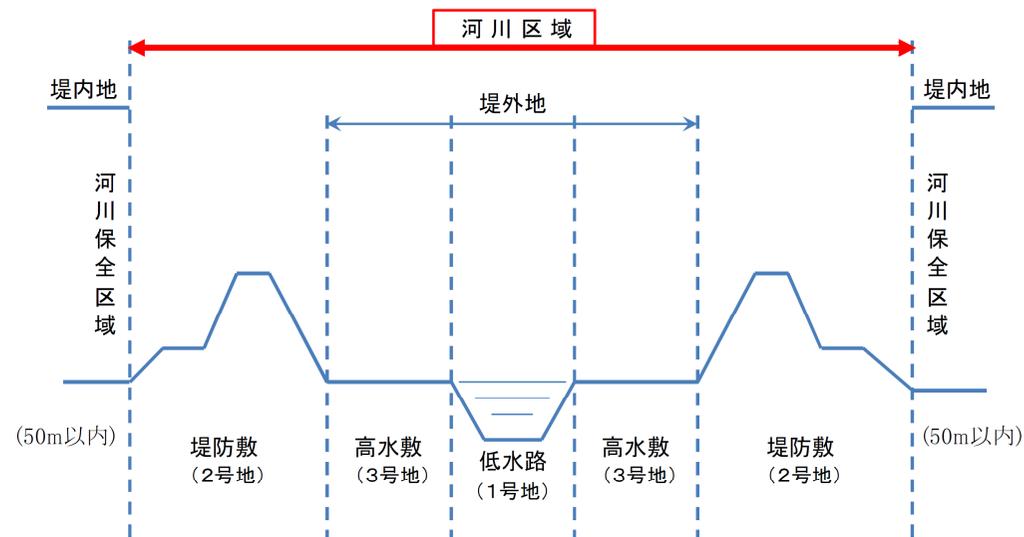
河川敷占用制度について

河川敷占用制度について①

法律上の根拠

- 河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川法第24条の規定に基づく許可(土地の占有の許可)を受けなければならない。
- また、工作物の設置等を伴う場合には、河川法第26条の許可(工作物の新築等の許可)も合わせて受けなければならない。

河川一般図(横断図)



占用の主体

河川敷地占用許可準則

(占用主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。
ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）

河川敷占用制度について④

準則第七第1項に規定する占用施設①

(河川敷地占用許可準則)

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

イ 公園、緑地又は広場 ロ 運動場等のスポーツ施設

ハ キャンプ場等のレクリエーション施設 ニ 自転車歩行者専用道路

二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル

ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路

ハ 水道管、下水道管、ガスパイプ、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブル その他これらに類する施設

ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所

ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設

ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設

準則第七第1項に規定する占用施設②

四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

- イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
- ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
- ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
- ホ 防犯灯

五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

- イ 河川教育・学習施設
- ロ 自然観察施設
- ハ 河川維持用具等倉庫

六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- イ 公共的な水上交通のための船着場
- ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- ハ 荷揚場（通路を含む。）
- ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

準則第七第1項に規定する占用施設

七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

- イ 通路又は階段
- ロ いけす
- ハ 採草放牧地
- ニ 事業場等からの排水のための施設

八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- イ グライダー練習場
- ロ ラジコン飛行機滑空場

準則第八に規定する工作物の規模

(河川敷地占用許可準則)

(治水上又は利水上の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。
 - 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
 - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
 - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準によるものとする。

設置物やその形態

<河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設>

- ・ 公園、緑地又は広場
 - ・ 運動場等のスポーツ施設
 - ・ キャンプ場等のレクリエーション施設
- 例) スケボー練習場、ドローン発着場など

・ 増水時に施設構造物が損壊及び流失しないよう対処が必要。

<河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設>

- ・ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
- ・ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）

例) キッチンカー、コンテナハウス、トイレなど。

・ 増水時に施設構造物が損壊及び流失しないよう対処が必要。

河川敷の占用料について①

流水等占用料の減免（通常）

和歌山県河川法施行条例

（流水占用料等の減免）

第4条 知事は、流水をかんがいの用に供するとき、又は**公益上の必要その他特別の事由がある**と認めたときは、流水占用料等を減免することができる。



流水占用料等の減免について（局長通知）

和歌山県河川法施行条例第4条に規定する「**公益上の必要その他特別の事由がある**」とは次のものをいう。

（2）地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用その他の公益上の目的のために占用及び採取する場合。

※他は、国、学校、自治会、電気事業者（送電）、鉄道事業者など。



河川敷地占用の申請者（占用主体）が市町村で、占用目的が公用、公共、公益のためであるなら流水等占用料は減免可能。

河川敷の利活用について

- ・ 包括占用の特例
- ・ 河川空間のオープン化

包括占用の特例について①

包括占用の特例

H11. 8 創設

H17. 5 「包括占用利用の手引き」を策定・周知

通常占用

・施設、設置場所等、個別に占用許可

・工作物、栽植は、その都度申請し、設置

包括占用

・一定の区域を地方公共団体等に占用許可

・許可後に具体的利用方法を決定

・公的主体と使用契約を締結した施設設置者も使用可能

・一定の工作物及び栽植は、申請した範囲・数内で自由に設置

包括占用のイメージ図



ベンチ



売店



トイレ

地方公共団体等の創意工夫を活かした河川敷地の利用が可能

包括占用の特例について②

1. 包括占用区域の特例

- ・ 治水上環境の保全上等の河川管理上の支障が生じる恐れのない河川敷地について、地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下、「地方公共団体等」という）が**河川管理者と協議して決定**する。

2. 包括占用に係る許可申請

- ・ 地方公共団体等が行う河川法（以下、「法」という）第24条（土地の占用許可）の許可申請である。**占用目的を具体的に特定する必要はない。**

※一般の占用の場合は、占用目的を具体的に特定した上で、法第24条、法第26条第1項の許可申請を同時に行う。

3. 包括占用の許可

4. 包括占用区域の具体的利用方法の決定

- ・ 地方公共団体等は、都市計画に関する基本的な方針等に沿って、**具体的な利用方法**（公園など準則第7第1項に規定する占用施設に該当する施設）を**自ら決定**することができる。

地方公共団体等と施設設置者（一般の占用主体となりうる者）の使用契約

- ・ 地方公共団体等は、**施設設置者と使用契約を締結**し、包括占用区域を占用施設に該当する施設（以下「施設」という）の設置を目的として使用させることができる。

5. 工作物の設置等に係る許可の申請

- ・ 地方公共団体等又は施設設置者が行う法第26条第1項（工作物の新築等の許可）、第27条第1項（土地の掘削等の許可）の許可申請。
- ・ 治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植（以下、「ベンチ等の設置」という）については、その設置等の範囲及び上限の数を記載すれば足りる。

6. 工作物の設置等に係る許可

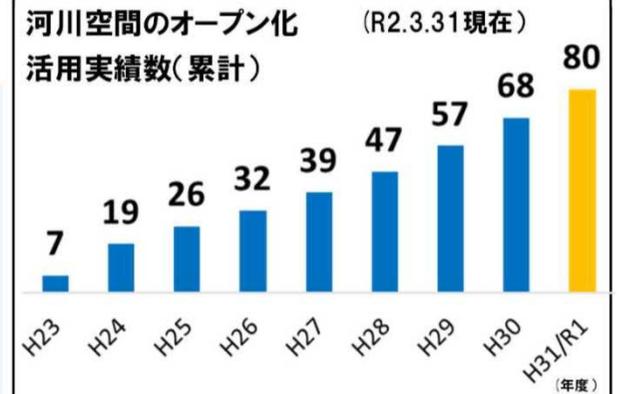
河川空間のオープン化について①

概要

- 河川敷地の占用主体は、原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、特例として営業活動を行う事業者等も河川敷地の占用を可能としたもの。（河川空間のオープン化）
- 河川管理者は、事業者等が占用できる河川敷地の範囲を「都市・地域再生等利用区域」として指定。

オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

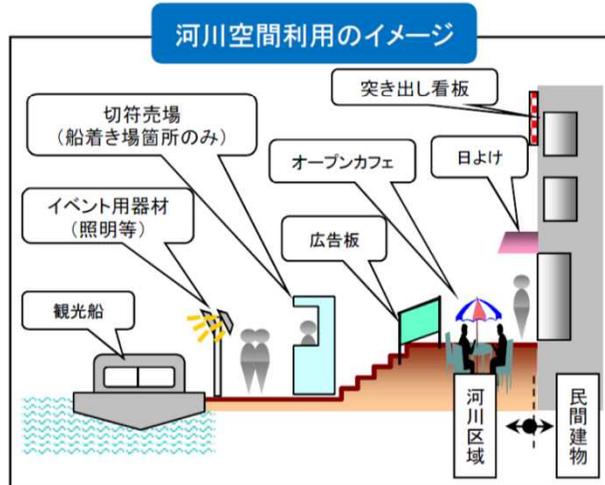


オープン化の主な流れ



都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 上記の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等



河川空間のオープン化の事例

オープンカフェ(広島市・京橋川) バーベキュー広場(埼玉県・都幾川)



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。

河川空間のオープン化について②

原則は・・・

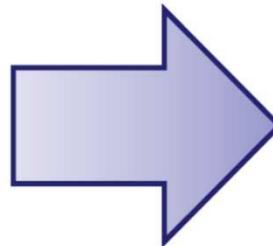
公的主体による公的利用に限定

占用施設

・公園、橋梁、電柱 etc

占用主体

・自治体、公益事業者 etc



オープン化すると・・・

地域の合意をもって、河川管理者がオープン化区域を指定

→営業活動が可能に

占用施設

・飲食店、オープンカフェ、照明、音響施設、バーベキュー場 etc

占用主体

・協議会で認められた民間事業者